

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第42号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2多目的グラウンド（南）」の次に「及び円形野球場」を加える。

別表第2千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	蘇我球技場	千葉市蘇我球技場 条例に定めるところによる。	千葉市蘇我球技場 条例に定めるところによる。
	多目的広場	年末年始以外の日	午前9時から午後9時まで
	庭球場		
	第1多目的グラウンド		
	第2多目的グラウンド（北）		午前9時から午後5時まで
	第2多目的グラウンド（南）		
	円形野球場		

別表第3千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	多目的広場
	庭球場
	第1多目的グラウンド
	第2多目的グラウンド（北）
	第2多目的グラウンド（南）
	円形野球場

別表第6中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占用料	
電柱、電線、 変圧塔その他 これらに類す るもの	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	
	第2種電柱		1,800円	
	第3種電柱		2,400円	
	第1種電話柱		1,000円	
	第2種電話柱		1,700円	
	第3種電話柱		2,300円	
	支柱、支線及び支 線柱		100円	
	架空線	共架電線 類	長さ1メートル につき1年	10円
		その他の もの		31円
	変圧塔、鉄塔その 他これらに類する もの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	2,100円
その他のもの		2,100円		
水道管、下水 道管、ガス 管、地下ケー ブルその他こ れらに類する もの	外径が0.07メ ートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	44円	
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満のも の		63円	
	外径が0.1メ ートル以上0.15 メートル未満のも の		94円	
	外径が0.15メ ートル以上0.2 メートル未満のも		130円	

	の	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	190円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	250円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	440円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	630円
	外径が1メートル以上のもの	1,300円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	880円
公衆電話所		2,100円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	10円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際に掲出する広告物	表示面積1平方メートルにつき1日	2,625円
標識	1本につき1年	1,700円
工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき	570円
保育所その他の社会福祉施設	1月	市長の評定した土地価格に

	1,000分の3を乗じて得た額
その他の物件又は施設	170円

別表第6備考第4項第1号中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表第9第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「千葉公園野球場」の次に「及び千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場利用料金

区分	金額（1時間につき）	
	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
一般	1,620円	3,240円
高校生	810円	
小学生・中学生	540円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第6の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉市都市公園条例（次項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）附則第6項前段の規定による千葉市蘇我スポーツ公園の円形野球場の指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例別表第6の規定は、平成31年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、

なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者の当該占用物件に係る平成31年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。